

令和4年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第

日 時 令和4年9月22日(木)

14:00~16:00

場 所 平塚市役所本館 4階 410会議室

1 福祉部長挨拶

2 議題

(1) 令和3年度平塚市成年後見制度に関する取り組みについて

ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について

イ 市長申立て、報酬助成について

(2) 令和4年度平塚市成年後見制度に関する取り組みについて

(3) その他

以 上

平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿（令和3年11月1日～）
（任期2年 R2.10.1～R4.9.30）

順不同・敬称略

分野	所 属	職名	氏 名
専門職	神奈川県弁護士会	弁 護 士	町川 智康
専門職	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	司法書士	浅沼 賢史
専門職	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	社会福祉士	田中 晃
専門職	一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター	行政書士	白澤 香織
専門職	東京地方税理士会 平塚支部	税 理 士	村田 一秀
学識経験者	学校法人東海大学 健康学部健康マネジメント学科	准 教 授	菅野 和恵
NPO法人	特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南	顧問	渡邊 浩子
関係団体	平塚市障がい者団体連合会	会計	長橋 尚子
関係団体	地域包括支援センター あさひみなみ	社会福祉士	遠藤 学

オブザーバー	横浜家庭裁判所小田原支部 後見開始財産管理係	主任書記官	岡安 奈津江
	横浜家庭裁判所小田原支部 後見監督係	主任書記官	梶谷 吉秀

<事務局>

所属	役職	氏名
平塚市福祉部	部長	岩崎 和子
平塚市福祉部福祉総務課	課長	小菅 正人
平塚市福祉部福祉総務課	課長代理	杉崎 哲也
平塚市福祉部福祉総務課	主査	木村 孝子
平塚市福祉部福祉総務課	主査	福山 創
平塚市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	高橋 勇二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	次長兼課長	遠藤 年彦
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	副センター長	中田 栄二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	班長	田中 直樹
平塚市福祉部高齢福祉課	課長代理	横山 貴臣
平塚市福祉部障がい福祉課	課長代理	村田 真一
平塚市福祉部生活福祉課	課長代理	磯崎 信一

平塚市成年後見利用支援センター 令和3年度業務概況（総括表）

4月1～30日	5月1～31日	6月1～30日	7月1～31日	8月1～31日	9月1～30日	10月1～31日	11月1～30日	12月1～31日	1月1～31日	2月1～28日	3月1～31日	
(開所日数:22日)	(開所日数:18.5日)	(開所日数:23日)	(開所日数:20.5日)	(開所日数:22日)	(開所日数:20.5日)	(開所日数:22日)	(開所日数:20.5日)	(開所日数:21日)	(開所日数:19.5日)	(開所日数:19日)	(開所日数:22.5日)	
土曜開所 (4/3)	後見サポーター全体 会(5/6)	土曜開所 (6/5)	後見サポーター全体 会 (7/1)	後見サポーター、市民 後見人 DVD上映会 (8/5)(中止)	民児協会会長会議広 報(9/2)	出張講座(包括ゆり のき)(10/1)(延期)	後見サポーター全体 会 (11/4)	市民後見人養成講 座(実践研修)⑥ (12/1)	後見サポーター全体 会(1/6)	成年後見 制度講座 (2/2)(中止)	申立手続説明会 (3/2)	
成年後見 制度講座(4/26)	土曜午前開所 (5/15)	社会福祉士養成実 習対応(6/8)	市民後見人養成講 座(実践研修)② (7/2)	土曜開所 (8/7)	後見サポーター全体 会(9/2)(中止)	土曜開所 (10/2)	他市社協との打合せ (11/5)	後見サポーター、市 民後見人 DVD上映会 (12/2)	土曜午前開所(1/15)	市民後見人フォー アップ研修 (2/3)	後見サポーター全体 会(3/3)(中止)	
専門相談 (4/27)	終活ワーキング (5/17)	後見サポーター、市民 後見人 DVD上映会 (中止)(6/10)	大学連携講座 (7/13)	専門相談 (8/17)	社会福祉士養成実 習対応 (9/8)	市民後見人養成講 座(実践研修)⑤振 替受講 (10/2)	権利擁護講演会事 前収録(11/10)	市民向け権利擁護 講演会(12/3)①	申立手続説明会 (1/17)	土曜開所 (2/5)	社会福祉士養成実 習対応 (3/8)	
受任調整・企画運営 会議 (4/27)(延期)	受任調整・企画運営 会議 (5/17)⇒4月分	支援者のための申 立手続講座(6/11)	専門相談 (7/15)	受任調整・企画運営 会議 (8/17)(延期)	市民後見人養成講 座(実践研修)⑤ (9/10)	後見サポーター、市 民後見人 DVD上映会 (10/7)	社会福祉士養成実 習対応 (11/12)	土曜開所 (12/4)	専門相談 (1/20)	出張講座(港福祉 村) (2/5)(延期)	出張講座(金目地区 民児協)(3/8)	
	申立手続説明会 (5/19)	市民後見人養成講 座(実践研修)① (6/14)	市民後見人養成講 座(実践研修)③ (7/16)	出張講座(包括倉田 会)(延期) (8/20)	受任調整・企画運営 会議(Zoom) (9/13)	成年後見 制度講座 (10/8)	申立手続説明会 (11/12)	市民後見人養成講 座(実践研修)⑦ (12/7)	臨時受任調整・企画 運営会議 (1/26)(中止)	親族後見人講習会・ 交流会(情報交換 会)(2/7)	出張講座(港福祉 村) (3/12)(延期)	
	専門相談 (5/20)	専門相談 (6/15)	土曜午前開所(7/17)	社会福祉士養成実 習対応 (8/25)	成年後見制度利用 促進連絡協議会 (Zoom) (9/13)	市民後見人養成講 座(実践研修)修了 試験 (10/12)	成年後見制度利用 促進協議会(11/15)	市民後見人養成講 座(実践研修)⑦振 替受講 (12/9)	終活ワーキング (1/26)(中止)	専門相談(2/15)	終活ワーキング (3/16)	
	R2年度市民後見人 養成講座振替講座① (5/21)	受任調整・企画運営 会議 (6/15)	申立手続説明会 (7/20)	成年後見 制度講座 (8/25)(中止)	専門相談 (9/16)	出張講座(包括あさ ひきた)(10/14)	専門相談 (11/18)	成年後見 制度講座 (12/13)	相談業務連絡会(平 塚市社協内)(1/27)	受任調整・企画運営 会議(Zoom) (2/15)	社会福祉士養成実 習対応 (3/17)	
出張講座等普 及・広報事業を 右の網掛けで 表示。	R2年度市民後見人 養成講座振替講座② (5/24)	保健福祉研修(教育 会館) (6/25)	市民後見人養成講座 振替講座(7/2分) (7/26)	市民後見人養成講 座(実践研修)④ (8/26)	土曜午前開所(9/18)	相談業務連絡会(平 塚市社協内)(10/18)	出張講座(包括ゆり のき) (11/19)	市民向け権利擁護 講演会(12/15)②	福祉関係者向け権 利擁護講演会 (1/28)(延期)	支援者のための申 立手続講座(2/17)	専門相談(3/17)	
		成年後見 制度講座 (6/29)	市民後見人養成講座 課題演習事前打合せ (7/29)	相談業務連絡会(平 塚市社協内)(8/30)	相談業務連絡会(平 塚市社協内)(9/27)	専門相談(10/19)	土曜午前開所 (11/20)	専門相談 (12/21)	出張講座(包括ゆり のき) (1/28)		市民向け成年後見 制度講座(3/17)	
					申立手続説明会 (9/29)(中止)	受任調整・企画運営 会議(Zoom) (10/19)	親族後見予習セミ ナー(11/26)	市民後見人養成講 座(実践研修)修了 判定会 (12/21)			市民後見人フォー アップ研修 (3/18)	
						親族後見予習セミ ナー (10/22)		受任調整・企画運営 会議 (12/21)			土曜午前開所(3/19)	
						支援者のための申 立手続講座 (10/27)		相談業務連絡会(平 塚市社協内)(12/22)			相談業務連絡会(平 塚市社協内)(3/23)	
						成年後見利用促進 連絡・調整会議 (Zoom) (10/28)		市民向け権利擁護 講演会YouTube配信 (12/3～15)③				応急事務管理会議 全体会議(3/23)
						ネットワーク連絡会 ⇒書面開催(10/29)						成年後見制度利用 促進協議会(3/29)
												福祉関係者向け権 利擁護講演会 YouTube配信(3/14 ～28)

平塚市成年後見利用支援センター 令和3年度 相談件数等及び会議開催状況

			期間別内訳							合計		相談 経路別 内訳 (実件数)	参考：前年度(令和2年度)								
			4～6月	7～9月	小計 (4～9月)	10～12 月	1月	2月	3月	小計 (10～3月)	合計 (初回・ 継続別)		相談 区 分 別 計	一日当 たり平 均件数	4～6月	7～9月	10～ 12月	1～3月	合計(初 回・継続 別)	相談 区 分 別 計	一日当 たり平 均件数
			開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	のべ開所日 数254日				開所日数	開所日数	開所日数	開所日数			
			63.5	63	126.5	63.5	19.5	19	22.5	124.5	251			63.5	63	63.5	62	252			
相 談	電 話	初回	62	57	119	62	15	17	34	128	247	548	2.18	133	36	64	61	46	207	467	1.85
		継続	84	67	151	71	23	20	36	150	301			27	49	86	98	260			
	来 所	初回	7	14	21	14	3	10	4	31	52	193	0.77	166	3	8	10	9	30	126	0.50
		継続	33	29	62	45	6	7	21	79	141			15	18	27	36	96			
備考			4/3 土曜 開所,5/15 土曜午前 開所,6/5 土曜 開所	7/17 土曜午前 開所,8/7 土曜 開所,9/18 土曜午前 開所		10/2,12/4 土曜 開所 11/20 土曜午前開 所	1/15 土曜午前 開所	2/5 土曜 開所	3/19 土曜午前 開所	4/27, 5/20, 6/15, 7/15, 8/17,,9/16,10/19,11/18,12/21,1 /20,2/15,3/17専門相談			4/4,6/6 土曜開所 5/16土曜 午前開所	8/1土曜 開所 7/18,9/5 土曜午前開 所	10/3, 12/5 土曜開所 11/21 土曜午前 開所	1/16土曜 午前開所 2/9土曜開 所 3/6土曜午 前開所	4/21, 5/21, 6/16, 7/16, 8/18, 9/17, 10/20, 11/19, 12/15, 1/21, 3/9, 3/18 専門相談				
会 議 開 催 状 況			成年後見支援ネットワーク連絡会									受任調整・企画運営会議									
			日時	新型コロナウイルス感染症対策のため「書面開催(10月29日付け)」																	
			場所																		
参加者	専門職団体, 包括, 相談支援事業所, 福祉関係団体, 福祉施設, 医療機関, 金融機関, 行政(市担当課を含む)等																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 平塚市成年後見利用支援センターの事業概要 参加団体・機関等における「成年後見及び権利擁護に関する取組状況」 																				
日時	令和3年5月17日(月曜)※4月27日を延期 // 6月15日(火曜) // 9月13日(月曜)※8月17日を延期 (Zoom) // 10月19日(火曜) (Zoom) // 12月21日(火曜) 令和4年1月26日(水曜)※臨時開催 中止 // 2月15日(火曜) (Zoom)																				
場所	平塚栗原ホーム 3階 小会議室																				
出席者	大森淳:センター長(弁護士) 出縄守英:(社福)進和学園理事長 鈴木真理子:社会福祉士 計 3名																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 平塚市成年後見利用支援センターの運営状況 検討課題 																				

令和3年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日時 会場	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位:人)、 再生回数	備考
1	4月26日(月) 13時00分～14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	16	
2	5月19日(水) 13時00分～14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	12	
3	6月10日(木) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人 DVD上映会	後見サポーター、 市民後見人	-	まん延防止等重点措置のため中止
4	6月11日(金) 13時30分～15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	支援者のための申立手続講座	保健 福祉 関係者	8	
5	6月14日(月) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見 人養成講座)公開講座 権利擁護(市民後見概論)②	保健 福祉 関係者	-	まん延防止等重点措置 のため聴講中止
6	6月14日(月) 13時00分～14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見 人養成講座)公開講座 権利擁護(後見)活動の実際-(1)	保健 福祉 関係者	-	まん延防止等重点措置 のため聴講中止
7	6月25日(金) 13時30分～15時00分 教育会館	平塚市福祉部	市保健福祉研修	職員	21	
8	6月29日(火) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	17	
9	7月2日(金) 12時30分～14時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見 人養成講座)公開講座 権利擁護(成年後見)の実務②-(1)	保健 福祉 関係者	-	まん延防止等重点措置 のため聴講中止
10	7月13日(火)	東海大学、平塚市成年後見利用支援センター	大学連携講座	東海大学学生	174	動画配信
11	7月16日(金) 9時30分～11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見 人養成講座)公開講座 権利擁護(成年後見)の実務②-(2)	保健 福祉 関係者	-	まん延防止等重点措置 のため聴講中止
12	7月16日(金) 12時20分～14時50分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見 人養成講座)公開講座 権利擁護(成年後見)の実務②-(3)	保健 福祉 関係者	-	まん延防止等重点措置 のため聴講中止
13	7月20日(火) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	4	
14	8月5日(木) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人 DVD上映会	後見サポーター、 市民後見人	-	緊急事態宣言に 伴い、中止
15	8月20日(金) 13時30分～15時00分 大野公民館	平塚市高齢者よろず相談センター倉 田会	出張講座	保健 福祉 関係者	-	緊急事態宣言に 伴い、延期
16	8月25日(水) 13時00分～14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	-	緊急事態宣言に 伴い、中止
17	9月29日(水) 13時00分～14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	-	緊急事態宣言に 伴い、中止
18	10月1日(金) 13時30分～15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市高齢者よろず相談センターゆ りのき	出張講座	市民	-	天候不良のため、 延期
19	10月7日(木) 10時00分～11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人 DVD上映会	後見サポーター、 市民後見人	10	
20	10月8日(金) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	14	
21	10月14日(木) 14時00分～15時30分 西部福祉会館	平塚市高齢者よろず相談センターあ さひきた	出張講座	市民	15	

22	10月22日(金) 13時00分～15時00分 福祉会館	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見予習セミナー	市民	14	
23	10月27日(水) 13時30分～15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	支援者のための申立手続講座	保健 福祉 関係者	7	
24	11月12日(金) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	8	
25	11月19日(金) 13時30分～15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市高齢者よろず相談センターゆりのき	出張講座	市民	17	
26	11月26日(金) 13時00分～15時00分 福祉会館	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見予習セミナー	市民	19	
27	12月2日(木) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人 DVD上映会	後見サポーター、 市民後見人	12	
28	12月3日(金) 14時～16時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分の今後を考える～エンディングノートと遺言を中心に～」①	市民	24	高齢福祉課委託事業
29	12月3日(金) ～12月15日(水)	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分の今後を考える～エンディングノートと遺言を中心に～」オンデマンド配信	保健 福祉 関係者	89	YouTube配信 高齢福祉課委託事業
30	12月13日(月) 13時30分～15時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	13	
31	12月15日(水) 14時～16時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分の今後を考える～エンディングノートと遺言を中心に～」②	市民	8	高齢福祉課委託事業
32	1月17日(月) 13時30分～15時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	4	
33	1月28日(金) 10時～12時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「支援者が知っておきたい「任意後見、遺言・相続」の基礎知識」	保健 福祉 関係者	-	まん延防止等重点措置のため延期 高齢福祉課委託事業
34	1月28日(金) 13時30分～15時30分 福祉会館	平塚市福祉会館、平塚市高齢者よろず相談センターゆりのき	出張講座	市民	36	
35	2月2日(水) 10時00分～11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	-	まん延防止等重点措置のため中止
36	2月3日(木) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人フォローアップ研修	後見サポーター、 市民後見人	18	
37	2月5日(土) 10時00分～12時00分 港ベイサイドホール	平塚市港地区町内福祉村	出張講座	市民	-	延期
38	2月7日(月) 13時30分～15時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見人講習会・交流会(情報交換会)	市民	5	まん延防止等重点措置のため交流会を情報交換会に変更
39	2月17日(木) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	支援者のための申立手続講座	保健 福祉 関係者	3	
40	3月2日(水) 10時00分～11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	7	
41	3月8日(火) 16時00分～17時00分 金目公民館	金目地区民生委員児童委員協議会	出張講座	市民	23	
42	3月12日(土) 10時00分～12時00分 港ベイサイドホール	平塚市港地区町内福祉村	出張講座	市民	-	まん延防止等重点措置のため延期
43	3月14日(月) ～3月28日(月)	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「支援者が知っておきたい「任意後見、遺言・相続」の基礎知識」オンデマンド配信	保健 福祉 関係者	18	YouTube配信 高齢福祉課委託事業
44	3月17日(木) 13時30分～15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座「知っておきたい「任意後見、遺言・相続」の基礎」	市民	42	
45	3月18日(金) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人フォローアップ研修	後見サポーター、 市民後見人	13	

令和3年度 平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（実践研修カリキュラム）

日程	時刻	タイトル	必修・選択の別	時間	講師	内容	公開の有無
第1日 6月14日 (月)	9:45～ 10:00	開講式					公開
	10:00～ 12:00	権利擁護（市民後見）概論②	必	120	後見C職員及び市民後見人	・平塚市における権利擁護（市民後見）について ・市民後見人・後見サポーターによる実践活動紹介 ・市民による権利擁護（市民後見）活動に対するサポート体制	
	13:00～ 14:30	権利擁護（後見）活動の実際－（1）	必	90	あんしんC/後見C職員	・社会福祉協議会の法人後見事業（講義形式）	
	14:40～ 16:40	対人援助の基礎	必	120	岩崎 雅美	・自己覚知 ・傾聴と共感 ・対人援助のコミュニケーション技術	
第2日 7月2日 (金)	9:30～ 11:30	社会資源②	選	120	地域福祉推進課職員	・フォーマルな社会資源以外のインフォーマルな社会資源について	公開
	12:30～ 14:00	権利擁護（成年後見）の実務②－（1）	選	90	野 広司	・選任後の財産調査	
	14:10～ 15:40	権利擁護（後見）活動の実際－（2）	必	90	あんしんC/後見C職員	・社会福祉協議会の法人後見事業（演習形式）	
第3日 7月16日 (金)	9:30～ 11:30	権利擁護（成年後見）の実務②－（2）	選	120	小野田 潤	・後見計画・収支予定の作成	公開
	12:20～ 14:50	権利擁護（成年後見）の実務②－（3）	選	150	浅沼 賢史	・報告書の作成 ・後見報酬付与申立（報酬助成に関する内容を含む）	公開
	15:00～ 15:30	確認テスト	必	30	後見C職員	・確認テスト	
第4日 8月26日 (木)	13:00～ 16:00	体験実習代替	必	180	後見C職員	・認知症、精神障がいのある人の支援に関する動画を視聴 ・知的障がいのある人の支援に関するDVDを視聴	
第4日 振替講座（動画・DVD視聴）を9月1日（水）に実施							
第5日 9月10日 (金)	10:00～ 12:00	課題演習（事例演習）①	必	120	大森 淳	・演習（グループワーク）形式による、実際の後見業務の事例検討	
	12:50～ 14:50	課題演習（事例演習）②	必	120	鈴木 眞理子	・演習（グループワーク）形式による、実際の後見業務の事例検討	
	15:00～ 17:00	課題演習（事例演習）③	必	120	田中 晃	・演習（グループワーク）形式による、実際の後見業務の事例検討	
第5日 振替講座（動画視聴）を10月2日（土）に実施							
10月12日 (火)	13:30～ 15:00	修了試験（効果測定）	必	90	後見C職員		
第6日 12月1日 (水)	10:00～ 12:00	家庭裁判所見学（小田原合同庁舎）	必	180	（後見C職員同行）	・家庭裁判所の機能と役割 ・地域における成年後見制度利用の実際	
第7日 12月7日 (火)	13:30～ 15:00	地域共生社会の理念	必	90	又村 あおい	収録した「地域共生社会の理念－2050年、権利擁護の未来へ－」を視聴	公開
第7日 振替講座（動画視聴）を12月9日（木）に実施							

平塚市の市長申立と報酬助成の状況

1 平塚市市長申立について

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申し立てを行う者がいない方に対し、平塚市長が申し立てを行っている。

<申し立て件数の経過>

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
2017年度	19	1	2	22
2018年度	13	0	1	14
2019年度	19	1	6	26
2020年度	9	3	3	15
2021年度	10	5	1	16

2 報酬助成について

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる場合に助成を行っている。

<平塚市 後見報酬助成実績>年度統計 (単位：件)

年 度	65歳以上	65歳未満	計
2017年度	18	1	19
2018年度	22	2	24
2019年度	21	2	23
2020年度	14	2	16
2021年度	21	1	22

平塚市成年後見利用支援センター 令和4年度業務概況（総括表）

資料2-1

4月1～30日	5月1～31日	6月1～30日	7月1～31日	8月1～31日
(開所日数：21日)	(開所日数：19.5日)	(開所日数：23日)	(開所日数：20.5日)	(開所日数：23日)
土曜開所 (4/2)	個別ケースについての情報交換 (5/2)	後見サポーター、市民後見人 自主勉強会 (6/2)	市民後見人養成講座 (説明会) 動画撮影 (7/6)	社会福祉士養成実習対応 (8/3)
後見サポーター、市民後見人 自主勉強会 (4/7) 休止	民児協会長会議において中核機関移 行周知 (5/6)	土曜開所 (6/4)	後見サポーター全体会 (7/7)	成年後見 制度講座 (8/3)
応急事務管理会議個別ケース会議 (4/12)	後見サポーター全体会 (5/12)	出張講座 (港福祉村) (6/4)	申立手続説明会 (7/13)	後見サポーター、市民後見人 自主勉強会 (8/4)
専門相談 (4/18)	個別ケースについての情報交換 (5/12)	他市町村社協との打合せ (6/6)	市民後見人養成に関する説明 (小田 原市社協) (7/14)	専門相談 (8/5)
受任調整・企画運営会議 (4/18)	小田原市社協視察受入 (5/13)	出張講座 (手をつなぐ育成会) (6/11)	土曜午前開所(7/16)	親族後見人講習会・交流会 (8/5)
成年後見 制度講座 (4/22)	終活ワーキング (5/18)	成年後見 制度講座 (6/15)	大学連携講座 (東海大学) (7/19)	土曜開所 (8/6)
	専門相談 (5/19)	相談業務連絡会(平塚市社協 内)(6/21)	専門相談 (7/21)	企画運営会議 (8/16)
	土曜午前開所 (5/21)	専門相談 (6/21)	相談業務連絡会(平塚市社協 内)(7/28)	地域包括支援センター管理者連絡会 (8/17)
	相談業務連絡会(平塚市社協 内)(5/24)	東海大学との大学連携講座打合せ (6/22)	出張講座 (嬉々!!CREATIVE) (7/30)	第7期後見サポーター採用選考 (8/18)
		市保健福祉研修 (教育会館) (6/24)		社会福祉士養成実習対応 (8/30)
		専門相談 (6/27)		
		受任調整・企画運営会議 (6/27)		
		市民向け成年後見 制度講座 知っておきたい「任意後 見、相続・遺言」の基礎 (6/29)		
		地区社協会長会議において中核機関 移行周知 (6/30)		
		人材育成セミナーにおいて中核機関 移行周知 (6/30)		

出張講座等普及・広報事業
を右の網掛けで表示。

平塚市成年後見利用支援センター 令和4年度 相談件数等及び会議開催状況（8月末時点）

			期間別内訳							合計		相談 経路別 内訳 (実件数)	参考:前年度(令和3年度)								
			4月	5月	6月	小計 (4~6月)	7月	8月	小計 (7~8月)	合計 (初回・ 継続別)	相談 区別計		一日当 たり平 均件数	4~6月	7~9月	10~ 12月	1~3月	合計(初 回・継続 別)	相談 区別計	一日当 たり平 均件数	
			開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	のべ開所日 数108日				開所日数	開所日数	開所日数	開所日数				開所日数
			21	19.5	23	63.5	20.5	23	43.5	107			62	62	57	62	66	247	548	2.18	
相 談	電 話	初回	26	17	22	65	17	20	37	102	258	2.41	A)保健福 祉機関・施 設等からの 相談	62	62	57	62	66	247	548	2.18
		継続	43	33	31	107	20	29	49	156			B)親族・知 人等からの 相談	84	67	71	79	301			
相 談	来 所	初回	6	1	4	11	10	4	14	25	88	0.82	A)保健福 祉機関・施 設等からの 相談	7	14	14	17	52	193	0.77	
		継続	15	12	11	38	11	14	25	63			B)親族・知 人等からの 相談	33	29	45	34	141			
備考			4/2 土曜 開所	5/21 土曜午前 開所	6/4 土曜 開所		7/16 土曜午前 開所	8/6 土曜 開所		4/18, 5/19, 6/21, 6/27, 7/21, 8/5専門相談			4/3 土曜 開所, 5/15 土曜午前 開所, 6/5 土曜 開所	7/17 土曜午前 開所, 8/7 土曜 開所, 9/18 土曜午前 開所	10/2, 12/4 土曜 開所 11/20 土曜午前 開所	1/15 土曜午前 開所, 2/5 土曜 開所, 3/19 土曜午前 開所		4/27, 5/20, 6/15, 7/15, 8/17, 9/16, 10/19, 11/18, 12/21, 1/20, 2/15, 3/17専門相談			
会 議 開 催 状 況			成年後見支援ネットワーク連絡会									受任調整・企画運営会議(※8月より企画運営会議として実施)									
			日時 場所	新型コロナウイルス感染症対策のため「書面開催(9月2日付け)」																	
			参加者	専門職団体, 包括, 相談支援事業所, 福祉関係団体, 福祉施設, 医療機関, 金融機関, 行政(市担当課を含む)等																	
内容			・平塚市成年後見利用支援センターの事業概要 ・参加団体・機関等における「成年後見及び権利擁護に関する取組状況」									日時 令和4年4月18日(月曜)Zoom " 6月27日(月曜)Zoom " 8月16日(火曜)Zoom 場所 平塚栗原ホーム 3階 小会議室 出席者 大森淳:センター長(弁護士) 出縄守英:(社福)進和学園理事長 鈴木真理子:社会福祉士 計 3名 内容 ・平塚市成年後見利用支援センターの運営 状況 ・検討課題									

令和4年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日にち	曜日	時間	場所	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位: 人)、再 生回数	備考
1	4月7日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後 見人	-	コロナ 対策に より休 止
2	4月22日	金	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	7	
3	6月2日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後 見人	8	
4	6月4日	土	10時～12時	港ベイ サイド ホール	平塚市港地区町内福祉村	出張講座	市民	18	
5	6月11日	土	13時～15 時	福祉会館	平塚市手をつなぐ育成会	出張講座	市民	18	
6	6月15日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	10	
7	6月24日	金	13時30分～ 15時	教育会館	平塚市福祉部	市保健福祉研修	職員	21	
8	6月29日	水	14時～16時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	知っておきたい「任意後見、相 続・遺言」の基礎	市民	42	
9	7月13日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見申立手続説明会	市民	5	
10	7月19日	火	9時～10 時	東海大学	東海大学、平塚市成年後 見利用支援センター	大学連携講座	東海大学学生	151	動画 配信
11	7月30日	土	10時30分～ 11時30分	嬉々!!CR EATIVE	嬉々!!CREATIVE	出張講座	市民	36	
12	8月3日	水	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	成年後見制度講座	市民	13	
13	8月4日	木	10時～12時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	後見サポーター、市民後見人自 主勉強会	後見サポ ーター、市民後 見人	8	
14	8月5日	金	13時30分～ 15時	平塚栗原 ホーム	平塚市成年後見利用支援 センター	親族後見人研修講習会・交流会	市民	3	

平塚市における市民後見人養成の状況（令和4年9月1日現在）

年次		第一期 (H24年度～)	第二期 (H25年度～)	第三期 (H26年度～)	第四期 (H27年度～)	第五期 (H29年度～)	第六期 (H30年度～)	第七期 (R2年度～)	
項目							権利擁護人材育成講座として開催	権利擁護人材育成講座として開催	
基礎研修	(1) 応募資格	平塚市に在住で、基礎研修受講年度の3月31日現在で満25歳以上の方（年齢上限無し）					市内在住・在勤・在学の18歳以上の方		
	(2) 定員	25名		15名			定員なし		
	(3) 説明会日程	12月15日(土)午後、12月18日(火)夜	11月5日(火)夜、11月11日(月)午後	11月12日(水)夜、11月15日(土)午後	11月4日(水)夜、11月10日(火)午後	5月13日(土)午前、5月17日(水)午後	8月4日(土)午後、8月27日(月)午後	9月12日(土)午前、15日(火)午後、17日(木)午後	
	(4) 会場	県平塚保健福祉事務所		県平塚合同庁舎		平塚市役所		平塚栗原ホーム/平塚市役所	
		説明会に出席していることが、養成講座の応募要件。 ※第二期については、同時期に開催している県央（海老名及び綾瀬）における説明会の出席も可。							
	(5) 広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報6月15日号	市広報7月17日号、タウンニュース7月23日号	
	(6) 参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名	19名	
	(7) 申込/受講決定	14名/14名	14名/14名	15/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名	12名/12名	
	(8) 研修日程	全4日間の日程を、2月2日、9日、16日、23日の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月・2月の平日に開催。 第1日～第3日は、一日単位で、他の地域の講座を振り替え受講可。 ※半日単位等、日を分割した受講不可。第4日は、「事例検討」実施のため、平塚市で受講しなければならない（他地域講座を振り替え受講不可）。		全4日間の日程を、1月18日(月)、26日(火)、2月9日(火)、23日(火)の平日に開催。	全4日間の日程を、1月18日(月)、26日(火)、2月9日(火)、23日(火)の平日に開催。	全4日間の日程を、7月25日(火)、8月2日(水)、24日(木)、31日(木)の平日に開催。	全4日間の日程を、10月6日(土)、26日(金)、11月10日(土)、28日(水)に開催。	全4日間の日程を、10月31日(土)、11月12日(木)、21日(土)、26日(木)に開催。
	(9) 会場	平塚保健福祉事務所	平塚栗原ホーム			第1・2日：神奈川県社会福祉会館、第3・4日：平塚市役所		第1・3日：平塚栗原ホーム、第2・4日：平塚市役所	平塚栗原ホーム
(10) 修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定	10名修了認定 2名不認定		
実践研修	(1) 申込/受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名	6名/6名	
	(2) 研修日程	10月3日(木曜)～12月19日(木曜)までの7日間	10月7日(火曜)～12月11日(木曜)までの8日間	7月16日(木曜)～11月5日(木曜)までの9日間	7月19日(火曜)～11月2日(水曜)までの9日間	9月27日(水曜)～12月7日(木曜)までの9日間	6月11日(火曜)～1月29日(水曜)までの6日間	6月14日(月曜)～12月末日までの8日間	
	(3) 会場	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所	平塚市保健センター、平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、茅ヶ崎市社会福祉協議会、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、横浜家庭裁判所(小田原支部)	平塚栗原ホーム、小田原合同庁舎	
	(4) 修了判定	10名中10名修了認定	13名中13名修了認定	13名中11名修了認定	6名中5名修了認定	4名全員修了認定	4名全員修了認定	6名全員修了認定	
後見サポーター活動の状況	(1) 申込及び採用者	7名申込：7名採用(5名退職)	12名申込：10名採用(4名退職)	8名申込：8名採用(2名退職)	5名申込：5名採用	4名申込：3名採用	2名申込：2名採用	4名申込：4名採用	
	(2) 位置づけ	平塚市市民後見人養成講座(実践研修)を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員(以下、「後見サポーター」という)として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付、第六期を令和2年10月1日付で採用。第七期を令和4年9月1日付で採用。							
	(3) 支援員活動	後見サポーターは、修了された方2人1組で、ケースを担当。この場合、あらかじめ、主担当と副担当を決めておく。担当ケースは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込みされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動は、通常、月に1～2回の従事を想定。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動(移動)、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度。また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーター全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」を2か月に1回開催(奇数月の第一木曜日の午前)。							
	(4) 活動状況	第一期：現員2名中2名が成年後見人等選任(過去に選任された3ケースすべて被後見人死亡により終了)。 第二期：現員6名中4名が成年後見人等選任。1名がサポーター活動中。 第三期：現員6名中2名が成年後見人等選任(1ケース被保佐人死亡により終了)。3名がサポーター活動中。 第四期：現員5名中2名が成年後見人等選任。2名がサポーター活動中。 第五期：現員3名。 第六期：現員2名全員がサポーター活動中。 第七期：現員4名。 以上、七期までの現員28名中10名が選任(うち4ケース終了)、8名がサポーター活動中。現在、コロナウイルス感染症対策のため、活動は、個別のケースに応じ、施設等と協議・調整し実施。							

令和4年度（2022年度）平塚市成年後見利用支援センター事業計画

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
センター運営全般	土曜開所偶数月の第一土曜日(4/2, 6/4, 8/6, 10/1, 12/3, 2/4)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/21, 7/16, 9/17, 11/19, 1/21, 3/18)の午前			
	(チーム支援の試行・検証を含む)			
	成年後見制度講座の開催(偶数月に年6回程度開催) 申立手続説明会の開催(年2回開催) 支援者のための申立手続講座(年1回開催) 親族後見予習セミナー(高齢・障がい各1回) 親族後見人講習会・交流会(年2回)			
	研修会・出張講座の開催(保健福祉関係者向け研修会、地域・企業等での出張講座。月1~2回開催)			
	企画運営会議の開催(偶数月に開催予定)※ケース検討調整会議設置までは、従来の受任調整・企画運営会議として開催			
	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第1回・6月頃)		第三者後見人研修交流会開催	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第2回・3月頃)
		システム導入	ケース検討調整準備会議	ケース検討調整会議
	「平塚市応急事務管理事業」の受託(全体会議:年1回、個別ケース会議:随時)			
相談	専門相談(概ね月1回)			
	(再掲)土曜開所偶数月の第一土曜日(4/2, 6/4, 8/6, 10/1, 12/3, 2/4)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/21, 7/16, 9/17, 11/19, 1/5, 3/18)の午前			
市民後見人養成・支援	個人受任した市民後見人の活動支援			
	後見サポーター全体会への参加(奇数月(5/12, 7/7, 9/1, 11/10, 1/5, 3/2))			
	第一期~第七期後見サポーターの活動支援			
	後見サポーター、市民後見人 自主勉強会支援(偶数月(4/7, 6/2, 8/4, 10/6, 12/1, 2/2))			
		市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第1回)	市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第2回)	
		後見サポーターの受任支援		
	基礎研修(説明会)開催 (7・8月・予定)	基礎研修 開催(9~12月・予定)	市民後見人保険改定	

「親族後見人」 講習会・交流会のお知らせ

ご親族の後見人等を担っている親族後見人として、「事件番号って何!?」、「裁量ってどういうこと!？」と感じたことはありませんか？
相続や土地の売買等、法律や専門的知識が必要となった時、相談する先はありますか？
成年後見人として経験豊かな弁護士が、後見事務や後見人の仕事について、事例を通して分かり易く説明します。
また交流会で、後見人としての悩みやそれぞれの想いを語り合しましょう。

◆日 時 令和4年8月5日(金) 13:30~15:00(受付13:00~)

◆場 所 栗原ホーム 3階 大会議室 平塚市立野町31-20

◆講 習 家庭裁判所の「成年後見人Q&A」を基に、実際の後見活動の
解説をします 講師 大森 淳 弁護士

※講習会の後、交流会を開催します。

◆対象者 ①親族の後見人等を担っている、平塚市在住・在勤の方
②平塚市在住のご本人(被後見人、被保佐人、被補助人)の
親族後見人の方

◆定 員 20名 先着順 受付開始令和4年7月4日(月)より 参加費無料

◆申し込み 電話・FAX(裏面の申込用紙)で、お申込みください。
<電話の受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。>

※当日は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用と入り口での検温にご協力下さい。
体調がすぐれない方、検温が37.5度以上の方は参加をご辞退いただきます。

<申込み・問い合わせ先>

平塚市成年後見利用支援センター(平塚後見センターよりそい)

電 話:0463-35-6175

F a x:0463-63-3377

電子メール: seinenkouken@hiratsukasyakyo.net

令和4年度「親族後見人」講習会・交流会

申込先：平塚後見センターよりそい

FAX 0463-63-3377

<受付開始 令和4年7月4日(月)より>

現在、どなたの後見人ですか？	親 / 子 / その他 ()
選任状況	成年後見人 / 保佐人 / 補助人
お名前	
ご住所	
電話番号	
平塚市に・・・(該当箇所には○をつけて下さい)	在住 / 在勤 / 本人が平塚市在住
この講演会・交流会を知ったのは・・・	チラシ/広報ひらつか/その他 ()

※後見人等として、日頃お困りのことや疑問に思っていること、当日質問したいことをご記入下さい。

◇財産管理に関すること
◇身上保護に関すること
◇その他

平塚栗原ホーム

住所：平塚市立野町31-20

平塚栗原ホーム3階

◎JR 平塚駅から徒歩約17分

◎バス(神奈川中央交通)

平塚駅北口

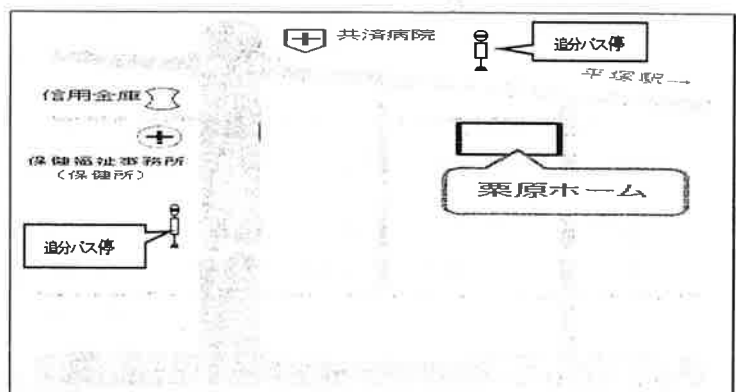
2番・7番・8番・10番乗り場より

約7分乗車、「追分」バス停下車徒歩2分

※「追分」バス停は2か所あります。

ご注意ください。

会場までのアクセス



健康と環境保護の為、なるべく公共交通機関のご利用をお勧めいたします。

令和4年度

「親族後見予習セミナー」のご案内

将来、ご親族の成年後見制度の利用を考えていらっしゃる方のためのセミナーを開きます。高齢になって金銭管理に不安がある方や、知的障がい・精神障がいのあるご家族の将来の生活のために、成年後見制度の準備をしようと考えていらっしゃる方のセミナーです。

後見人の仕事や申立ての手続きについて学んでみませんか？

開催日程

	日時	会場	内容	講師
1回目	9月9日(金) 13時00分～ 15時00分	平塚栗原ホーム 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の概要 成年後見制度の申し立て・手続きの方法 	平塚市成年後見利用支援センター
2回目	10月7日(金) 13時00分～ 15時00分	平塚市立野町 31-20	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類の集め方や記入の仕方 後見人の具体的な仕事内容 	

※両日とも同じ内容です。1回目はご高齢の方、2回目は知的障がい・精神障がいがある方が制度を利用するケースを想定した内容が含まれます。(任意後見制度の説明はありません)。

◆対象 平塚市在住・在勤・在学の方、または、平塚市在住の方のご親族

◆定員 30名 申込み先着順 受付開始：8月8日(月)より 参加費無料
※定員の都合でご参加いただけない方には、事務局よりご連絡させていただきます。連絡がない場合は、当日、直接会場にお越しください。

◆申込方法 電話、裏面の申込用紙（FAX用）でお申し込みください。

※当日、コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用と入り口での検温にご協力下さい。体調がすぐれない方、検温が37.5度以上の方は受講をご辞退いただきます。

<申込み・問合わせ先>

平塚市成年後見利用支援センター（平塚後見センターよりそい）

電話：0463-35-6175

FAX：0463-63-3377

電子メール：seinenkouken@hiratsukasyakyo.net

令和4年度 「親族後見予習セミナー」

申込用紙

申込先：平塚後見センターよりそい

<受付開始 8月8日(月)より>

FAX 0463-63-3377

参加希望日に○をつけて下さい	9/9 (金) / 10/7 (金)
お名前	
ご住所	
電話番号	
どなたの後見制度利用を検討されていますか (該当箇所に○をつけて下さい)	親 / 子 / その他 ()
平塚市に… (該当箇所に○をつけて下さい)	在住 / 在勤 / 在学 / 平塚市在住の方の親族
このセミナーを知ったのは…	チラシ/広報ひらつか/その他 ()

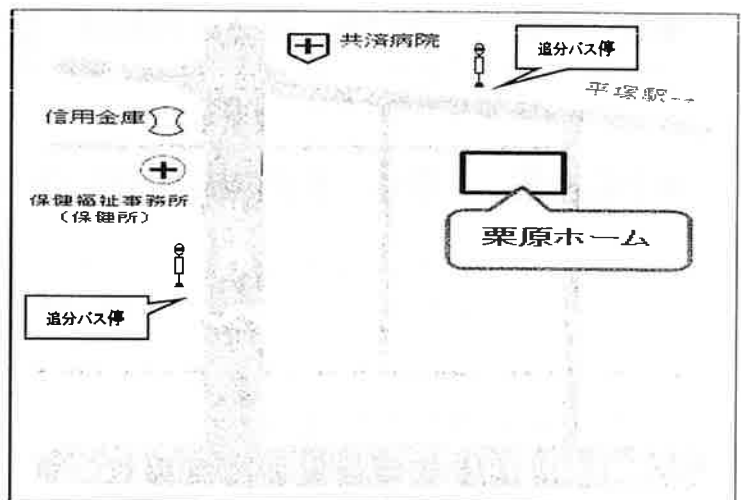
※成年後見人等は、ご本人の状況等に応じて家庭裁判所が選任します。親族が選任されるとは限りません。
また、この予習セミナーの受講が、将来、成年後見人等に選任されることをお約束するものではありません。

会場までのアクセス

平塚栗原ホーム

住所：平塚市立野町31-20
平塚栗原ホーム3階

- ◎JR 平塚駅から徒歩約17分
- ◎バス (神奈川中央交通)
平塚駅北口
2番・7番・8番・10番乗り場より
約7分乗車、「追分」バス停下車徒歩2分
※「追分」バス停は2か所あります。
ご注意ください。



※健康と環境保護の為、なるべく公共交通機関のご利用をお勧めいたします

支援者のための 申立手続講座

福祉や保健・医療などの業務に従事されている方が、本人・親族に成年後見の申立を説明・手続支援するケースを前提に、相談から成年後見人等選任後も念頭に置いた解説をします。

令和4年度(2022年度)の申立手続講座のご案内

支援者のための申立手続講座

令和3年4月、全国統一の後見(保佐、補助)の申立書式が改訂されました。また、平成31年に導入された「本人情報シート」が提出された割合は80%を超え、診断書の作成や類型の判断等に活用されるなど、定着しています。この講座では、相談から申立、後見人等選任までの流れをふまえ、必要書類の集め方や記入といった手続支援、さらに、支援者としての「本人情報シート」の記入等についてくわしく説明します。

- ◆日時 令和4年9月21日(水)
14:00~16:00(受付13:30~)
- ◆会場 平塚栗原ホーム 3階 大会議室 (立野町31-20)
- ◆定員 30名(申込先着順)
- ◆申込 FAXまたはお電話でお申し込みください

◆◇◆ 参加申し込み ◆◇◆

送信先: 平塚後見センター よりそい FAX 0463-63-3377

機関・施設名	職名	氏名	連絡先(電話番号)

当日、コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用と入口での検温に協力ください。体調がすぐれない方、検温が37.5度以上の方はご辞退いただきます。

<申込・お問合せ>

平塚後見センターよりそい(平塚市成年後見利用支援センター) (運営:社会福祉法人平塚市社会福祉協議会)

電話:0463-35-6175 所在地:平塚市立野町31-20 平塚栗原ホーム3階

ホームページURL <https://www.hiratsukasyakyo.jp/business/senior/seinenkouken.html>

成年後見の制度講座と 申立手続説明会

成年後見は、判断能力が不十分な方を「法的に守り・支える」制度です。

(1) 成年後見制度講座、(2) 成年後見申立手続説明会を定期的を開催します。

令和4年度(2022年度)の講座・説明会のご案内

		(1) 成年後見制度講座			(2) 成年後見申立手続説明会	
		どのようなときに成年後見制度を利用するのか、成年後見人等 はどのような仕事(後見事務)をするのか、費用はどのくらい必 要かなどについて、くわしく説明します。			成年後見制度利用の手続き(申立)を検 討・予定されている方を対象に、必要な 書類の集め方、書類の記入方法などに ついて、くわしく説明します。	
日 時		10月12日(水) 13:30~15:00	12月16日(金) 13:30~15:00	令和5年 2月15日(水) 13:30~15:00	11月9日(水) 13:30~15:00	令和5年 3月8日(水) 13:30~15:00
		※10月、12月、令和5年2月の講座は同じ内容です。			※11月と令和5年3月の説明会は同じ内容です。	
会 場		平塚栗原ホーム 3階 大会議室 (立野町31-20)				
申 込 方 法	開 始 日	9月20日(火)	11月21日(月)	令和5年1月23日(月)	10月11日(火)	令和5年2月6日(月)
	申 込	開催日の前日まで(土日祝日を除く)に、後見センターへお電話でお申込ください。				
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ● 各回定員30名(申込先着順) ● 参加費は、無料です。 ● 令和5年4月以降に開催する講座・説明会の詳細については、随時、市の広報にてお知らせいたします。 ● 当日、コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用と入口での検温に協力ください。体調がすぐれない方、体温が37.5度以上の方はご辞退いただきます。 				

申込・お問い合わせ

平塚後見センター よりそい (運営: 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会)

電話: 0463-35-6175 所在地: 平塚市立野町31-20 平塚栗原ホーム3階

ホームページURL <https://www.hiratsukasyakyo.jp/business/senior/seinenkouken.html>

[平塚市成年後見利用支援センターは、平塚市が開設し平塚市社会福祉協議会が事業を受託して運営しています。
「平塚後見センター よりそい」は、平塚市成年後見利用支援センターの愛称です。]

※健康と環境保護のため、なるべく公共交通機関のご利用をおすすめします。

平塚市権利擁護人材育成講座

地域共生を目指して

平塚市市民後見人養成講座(説明会)

2022.8.1版

平塚市では、成年後見を中心とした権利擁護活動をはじめ、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指した、地域共生を考え、自分にできることを始めるための講座を開きます。この講座が、市民後見人として、権利擁護のための活動をされること、さらに、多様な地域共生活動に参画されるきっかけとなることを期待しています。

- いろんなことができるか知りたい。
- きっかけがほしい。
- 少し先ならできそう。

インターネットから申し込み可能な
 詳細は裏面をご覧ください。



市民後見人養成講座(基礎研修)受講申し込みのためには、
 この講座(説明会)の申し込み登録をした上で、
 講座(説明会)の動画を視聴していただく必要があります。

※ 市民後見人養成講座(基礎研修)は対面で行う予定です。詳細は裏面をご覧ください。



平塚市在住、在勤または在学で、成年後見・権利擁護活動、地域共生に関心がある満15歳以上の方(令和4年4月1日現在)

* 将来、市民後見活動を担っていただく場合は、別途、年齢などの基準があり、選考も予定されています。



内容	詳細	講師	視聴時間
地域共生社会の実現 /地域福祉・権利擁護の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ともに支えあう社会の実現について ・地域福祉・権利擁護の理念 ・市民後見の理念 	社会福祉士 田中 晃 氏 (公益社団法人 神奈川県 社会福祉士会)	105分
ボランティア・地域活動紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・地域活動の紹介 	平塚市社会福祉協議会	30分
平塚の目指す市民後見人養成 (権利擁護人材育成)について	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期平塚市市民後見人養成講座 の詳細をご案内します 	平塚市社会福祉協議会	45分

主催 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会(平塚市成年後見利用支援センター(平塚市委託事業))

インターネット環境がない方は、裏面記載の問合せ先までご相談ください。

下記のURLまたは二次元コードからお申し込みください。

動画配信 申し込み期間	配信申し込み先(URLまたは二次元コード)	受講(視聴) 期間
令和4年 7月19日(火)午前0時 ～ 8月19日(金)正午 ～ 9月14日(水)正午	 https://forms.office.com/r/bgwizuxwXs	令和4年 8月1日(月)午前9時 ～ 8月31日(水)午後5時 ～ 9月15日(木)午後5時

平塚市市民後見人養成講座

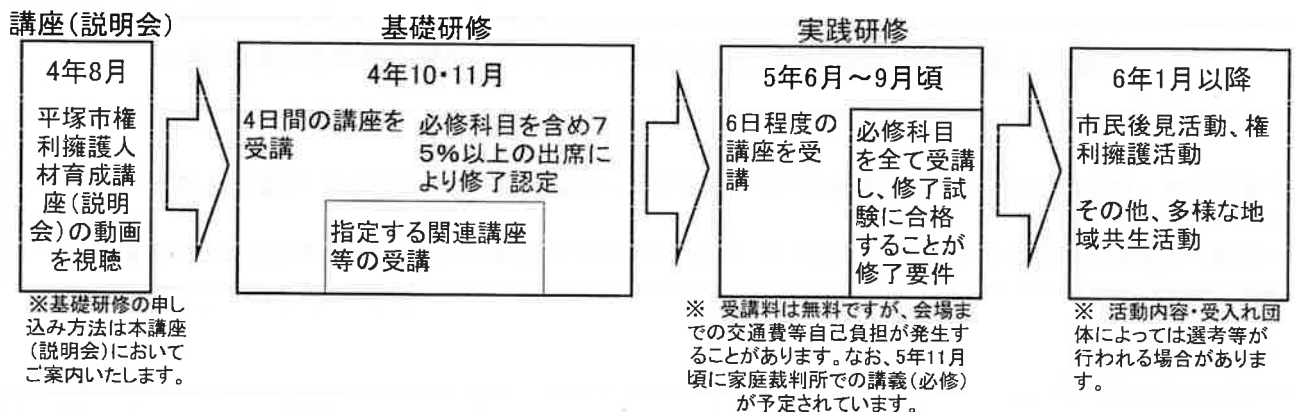
○ 平塚市市民後見人養成講座(第8期)の概要

本講座は、平塚市市民後見人養成講座として開講するものですが、同時に、市民後見活動以外の権利擁護活動や幅広く「地域共生」に関心を持ち、ボランティア活動など地域共生活動に参加いただくきっかけとなるように、選択科目の設定や聴講制度などを設けています。

将来、「市民後見人」としての活動は、今回の「講座(説明会)」を経て、「基礎研修」、「実践研修」を受講・修了ののち、選考の上、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の支援員として後見活動に携わっていただくことを予定しています。

上記の「市民後見人」としての活動のほか、高齢者・障がい者の権利擁護活動に参画いただくことや、地域活動などの多様な「地域共生活動」に携わっていただくことを期待しています。

○ 平塚市市民後見人養成講座(第8期)の開講スケジュール(予定)



○ 基礎研修の開講日程(予定)

※以下の内容中「◎」の科目が必修科目です。

	第一日 4年10月13日(木) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム	第二日 4年10月28日(金) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム	第三日 4年11月11日(金) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム	第四日 4年11月25日(金) 9時～17時 会場:平塚栗原ホーム
内 容	◎ ライフステージと社会保障・福祉制度(120分) ◎ 対象者の理解①(120分) ◎ 対象者の理解②(120分) ◎ 権利擁護制度論②(前半)(30分)	支援制度・施策①(120分) 関連制度①②(90分) 民法(120分) 認知症のある人のサポートについて(60分)	◎対象者の理解③(120分) ◎権利擁護制度論①(180分) ◎権利擁護制度論②(後半)(30分) ◎権利擁護(市民後見)概論①(60分)	支援制度・施策②(90分) 社会資源(60分) 権利擁護(成年後見)の実務①(210分) 関連制度③(30分)

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

問合せ先

平塚市成年後見利用支援センター
(平塚後見センターよりそい)

電話 0463-35-6175

〒254-0046 平塚市立野町31-20 平塚栗原ホーム3階
ホームページ <https://www.hiratsukasyakyo.jp/business/senior/seinenkouken.html>

令和4年度 平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（基礎研修）開催日程							
日程 (日時・場所)	時刻 (開始)(終了)		タイトル	時間 (分)	講師	備考	必修 科目
第1日 10月13日 (木) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:00	9:15	開講式	15	平塚市社協職員	開場・受付開始:8時40分	
	9:15	11:15	対象者の理解(知的障がいのあること の理解)	120	社会福祉士	休憩を含む。	○
	11:20	11:50	権利擁護制度論②(前半)日常生活 自立支援事業	30	平塚市社協職員		○
	11:50	12:30	昼休憩	40			
	12:30	14:30	ライフステージと社会保障・福祉制度	120	社会福祉士		○
	14:40	16:40	対象者の理解(精神障がいのあること の理解)	120	社会福祉士		○
第2日 10月28日 (金) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	10:15	認知症のある人のサポートについて	60	平塚市社協職員	開場・受付開始:9時00分 休憩を含む。	
	10:20	11:20	関連制度①(保険年金)	60	平塚市役所 保険年金課職員		
	11:25	11:55	関連制度②(税)	30	平塚市役所 市民税課職員		
	11:55	12:40	昼休憩	45			
	12:40	14:40	民法	120	弁護士	休憩を含む。	
	14:50	16:50	支援制度・施策①(障がい)	120	平塚市役所 障がい福祉課職員	休憩を含む。	
第3日 11月11日 (金) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	11:15	対象者の理解(認知症のあること の理解)	120	社会福祉士	開場・受付開始:9時00分 休憩を含む。	○
	11:20	11:50	権利擁護制度論②(後半)市町村責 任・利用支援事業	30	平塚市役所 福祉総務課職員		○
	11:50	12:30	昼休憩	40			
	12:30	15:30	権利擁護制度論①(法定後見・任意 後見)	180	弁護士	休憩を含む。	○
	15:40	16:40	権利擁護(市民後見)概論①	60	社会福祉士		○
	16:40	16:50	オリエンテーション	10	平塚市社協職員		
第4日 11月25日 (金) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	10:45	支援制度・施策②(高齢・介護)	90	平塚市役所 高齢福祉課/介護保険 課職員	開場・受付開始:9時00分	
	10:50	11:20	関連制度③(生活保護)	30	平塚市役所 生活福祉課職員		
	11:25	12:25	社会資源	60	精神保健福祉士		
	12:25	13:10	昼休憩	45			
	13:10	16:40	権利擁護(成年後見)の実務①	210	司法書士	休憩を含む。	
	16:40	16:50	オリエンテーション	10	平塚市社協職員		

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センター事業実施要綱第13条の規定に基づき、平塚市成年後見利用支援センター事業（以下「センター事業」という。）の効果的な運営のために置く諸会議の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置会議)

第2条 センター事業の効果的な運営のため次の会議を置く。

- (1) 企画運営会議
- (2) ケース検討調整会議
- (3) 成年後見支援ネットワーク連絡会

(企画運営会議)

第3条 センター事業の効果的な運営の調整を図ることを目的として企画運営会議を設置する。

(企画運営会議の所掌事項)

第4条 企画運営会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) センター事業として行う権利擁護人材の育成に関する事項
- (2) 地域における成年後見活動の質を高めるための活動支援に関する事項
- (3) その他、センター事業の効果的な運営の企画調整に関する事項

(企画運営会議の委員)

第5条 企画運営会議の委員（以下「委員」という。ただし、第11条における「委員」を除く。）は、5名以内とし、平塚市成年後見利用支援センター長（以下「センター長」という。）のほか、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度の利用対象者に関わる法律、福祉の専門的知識を有する者
- (2) 成年後見制度の利用対象者の権利擁護並びに保健医療福祉等の知識を有する者
- (3) 行政機関の職員

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 企画運営会議の委員長にセンター長を充て、委員長が委員のうちから副委員長を指名する。

2 委員長は、会務を総理し、企画運営会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(企画運営会議の会議)

第8条 企画運営会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 企画運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 企画運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

ろによる。

- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(ケース会議)

第9条 判断能力が不十分なことにより生活の維持が困難なケース（以下「ケース」という。）について、本人の権利を擁護する観点から、主として成年後見制度の利用による課題解決の調整を図ることを目的としてケース検討調整会議（以下「ケース会議」という。）を設置する。

(ケース会議の所掌事項)

第10条 ケース会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) ケースの支援方針の策定（後見制度を利用する場合は後見人等候補者調整を含む）に関する事項
- (2) 策定したケースの支援方針のモニタリング（後見人等の後見事務の評価を含む）及びモニタリング結果に基づく支援方針の見直しに関する事項
- (3) 成年後見人等の後見事務に関する苦情及び不適切事案の対応案に関する事項

(ケース会議の調整委員)

第11条 ケース会議の委員（以下「調整委員」という。）は、10名以内とし、センター長のほか、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) ケースの検討に関わる法律、福祉の専門的知識を有する者
- (2) 判断能力が不十分な当事者又はその立場を代弁することが期待できる者
- 2 現に平塚市成年後見制度利用促進協議会規則（平成26年規則第24号）第3条の協議会の委員である者は、調整委員となることができない。
- 3 本会会長は、調整委員の代理委員を、各1名に限り委嘱することができる。
- 4 調整委員の任期については、第6条の規定を準用する。

(会議長及び副会議長)

第12条 ケース会議の会議長にセンター長を充て、会議長が調整委員のうちから副会議長を指名する。

- 2 会議長は、会務を総理し、ケース会議を代表する。
- 3 副会議長は、会議長を補佐し、会議長に事故あるとき、又は会議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ケース会議の会議)

第13条 ケース会議の会議は、会議長が調整委員のうち5名以上を招集することによって開催する。

- 2 ケース会議の会議は、会議長又は副会議長のいずれかが出席し、かつ招集された調整委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 ケース会議の会議は会議長が議長となり、議事は、出席調整委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調整委員の所属する団体の構成員が第10条第3号の対象事案となっているときは、当該調整委員は表決に加わることができない。
- 5 会議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、調整委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(連絡会)

第14条 成年後見制度の利用を必要とする者に対し適切な支援を行うため、関係団体及び機関の連

絡を密にすることを目的として成年後見支援ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（連絡会の所掌事項）

第15条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域における成年後見制度の利用促進及び円滑な制度利用に関する事項
- （2）成年後見制度に係る事例の共有及び支援の一般化に関する事項
- （3）成年後見制度利用支援事業及び権利擁護の啓発活動に関する事項

（連絡会の組織）

第16条 連絡会は、次に掲げる団体・機関等をもって組織する。

- （1）専門職能団体
- （2）地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所
- （3）福祉関係団体
- （4）民生委員
- （5）利用者・当事者団体
- （6）行政機関
- （7）その他成年後見制度に関係する事業所、機関及び団体等

（連絡会の会議）

第17条 連絡会は、センター長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

2 連絡会に、座長1人及び副座長1人を置き、センター長が指名する。

3 連絡会は、その所掌事項を行うため必要があると認めるときは、前条に規定する者（次条において「会員」という。）以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第18条 企画運営会議の委員、ケース会議の調整委員、連絡会の会員及び会議の出席者は、その職務上及び会議に出席したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第19条 企画運営会議、ケース会議及び連絡会の庶務は、平塚市成年後見利用支援センターにおいて処理する。

（その他）

第20条 この要領の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第6条第1項並びに第11条第4項の規定にかかわらず、企画運営会議及びケース会議の第1期の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

3 この要領の施行の際、現に受任調整・企画運営会議の委員である者は、施行日に企画運営会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、施行日における受任調整・企画運営会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。

平塚市成年後見利用支援センター(中核機関)における
「ケース検討調整会議」の設置・運営について

1 中核機関における「ケース検討調整会議」の設置について

(1) 中核機関について

平塚市成年後見利用支援センターは、令和4年3月28日、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関とされました(平塚市成年後見利用支援センター設置規則第3条)。

※平塚市成年後見利用支援センター設置規則(平成26年規則第40号)は別添資料をご確認ください。

(2) ケース検討調整会議

ご本人の判断能力低下・不十分による生活の維持が困難なケースについて、ご本人の権利を擁護する観点から、主として成年後見制度の利用による課題の解決を目指し、平塚市成年後見利用支援センターに「ケース検討調整会議」を置きます(ケース検討調整会議は、「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領」に基づき、設置・運営いたします。当該要領は、別添資料のとおりです。)

ケース検討調整会議の具体的な機能としては、個別ケースについての①支援方針の策定(後見制度を利用する場合は後見人等候補者調整を含む)、②一定期間経過後のモニタリング(後見人等の後見事務の評価を含む)、③モニタリング結果に基づく支援方針の見直し(後見人等の交代等を含む)を行うほか、④親族後見人等からの相談に係る対応案の検討、⑤成年後見制度利用上の苦情・不適切事案の対応案の検討などを行います。

なお、当面の間は、ケース検討調整会議における個別ケースの対象は、市長申立要請のケースを中心とする予定です。

2 ケース検討調整会議の組織・運営について

(1) ケース検討調整会議の組織

ケース検討調整会議の委員は、平塚市成年後見利用支援センターのセンター長のほか、第三者後見の後見専門職団体(5団体)及び成年後見制度を利用する当事者の方やその立場を代弁することが期待できる方の団体(具体的には、当事者・家族による団体で、かつ、平塚市障がい者団体連合会の構成団体)から推薦された方(10名以内)に就任いただきます。なお、ケース検討調整会議の委員は、平塚市成年後見利用促進協議会の委員を兼ねることはできません。

ケース検討調整会議には、平塚市役所関係課からも出席いただきます。

(2) ケース検討調整会議の運営

ケース検討調整会議は、平塚市成年後見利用支援センターのセンター長が議長となり、おおむね、1か月に1回のペースでの開催を予定しています。

なお、定例のケース検討調整会議に出席いただく委員(招集の対象となる委員)は、委員全員ではなく、5名を予定しています。出席いただく5名の委員の方の具体的なイメージは、次のとおりです。

センター長

第三者後見の後見専門職団体(5団体から3名)。ただし、社会福祉士会推薦の委員は、毎回出席)

成年後見制度を利用する当事者の方やその立場を代弁することが期待できる方の団体から1名

計 5名

また、招集の対象となった委員の方がケース検討調整会議に出席くださった場合、一定額の委員報酬を当該委員にお支払いします。

3 令和4年度中のスケジュール

(1) 各団体への委員推薦のお願い

前記2(1)の各団体の方々には、委員の推薦につき、本年9月30日(金曜)までにご回答くださるようお願いいたします。その際、委員に就任いただいた方が、ケース検討調整会議に急遽出席できなくなった場合等に備えて、代理委員1名をあわせて推薦くださるようお願いいたします。

(2) 年度内のケース検討調整会議開催スケジュール

令和4年10月26日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議準備会

本準備会には、委員全員の出席をお願いします。

令和5年1月25日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議(第1回)

第1回会議には、委員全員の出席をお願いします。

2月22日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議(第2回)

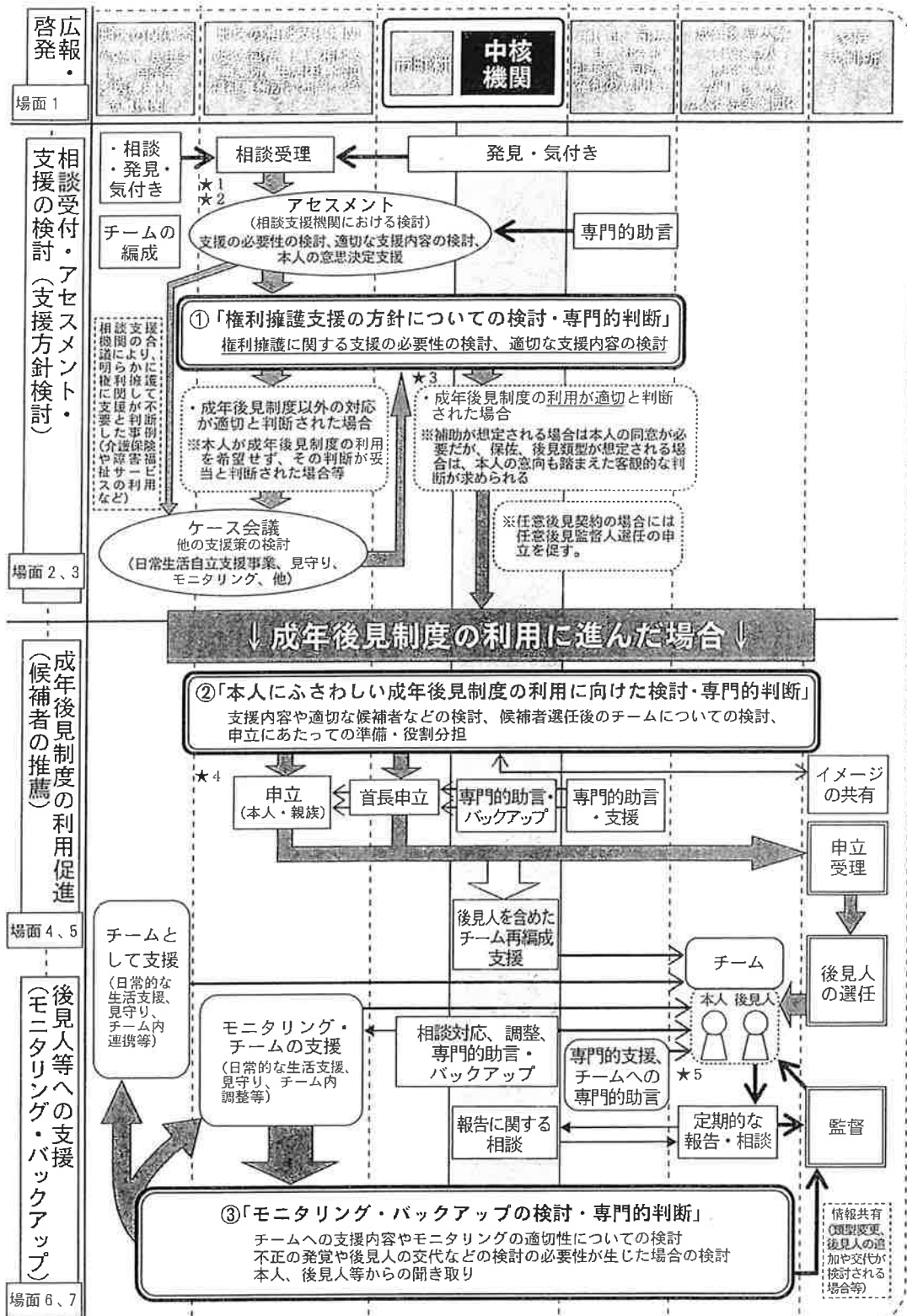
第2回会議以降は、前記2(2)記載の委員(5名)での開催を予定しています。出席いただく委員さんについては、10月の準備会で、調整します。

3月22日(水曜) 15時～17時 ケース検討調整会議(第3回)

定例のケース検討調整会議は、「月の最終火曜日の前週の水曜日」の「午後3時から5時までの2時間」の時間帯に開催を予定しています。

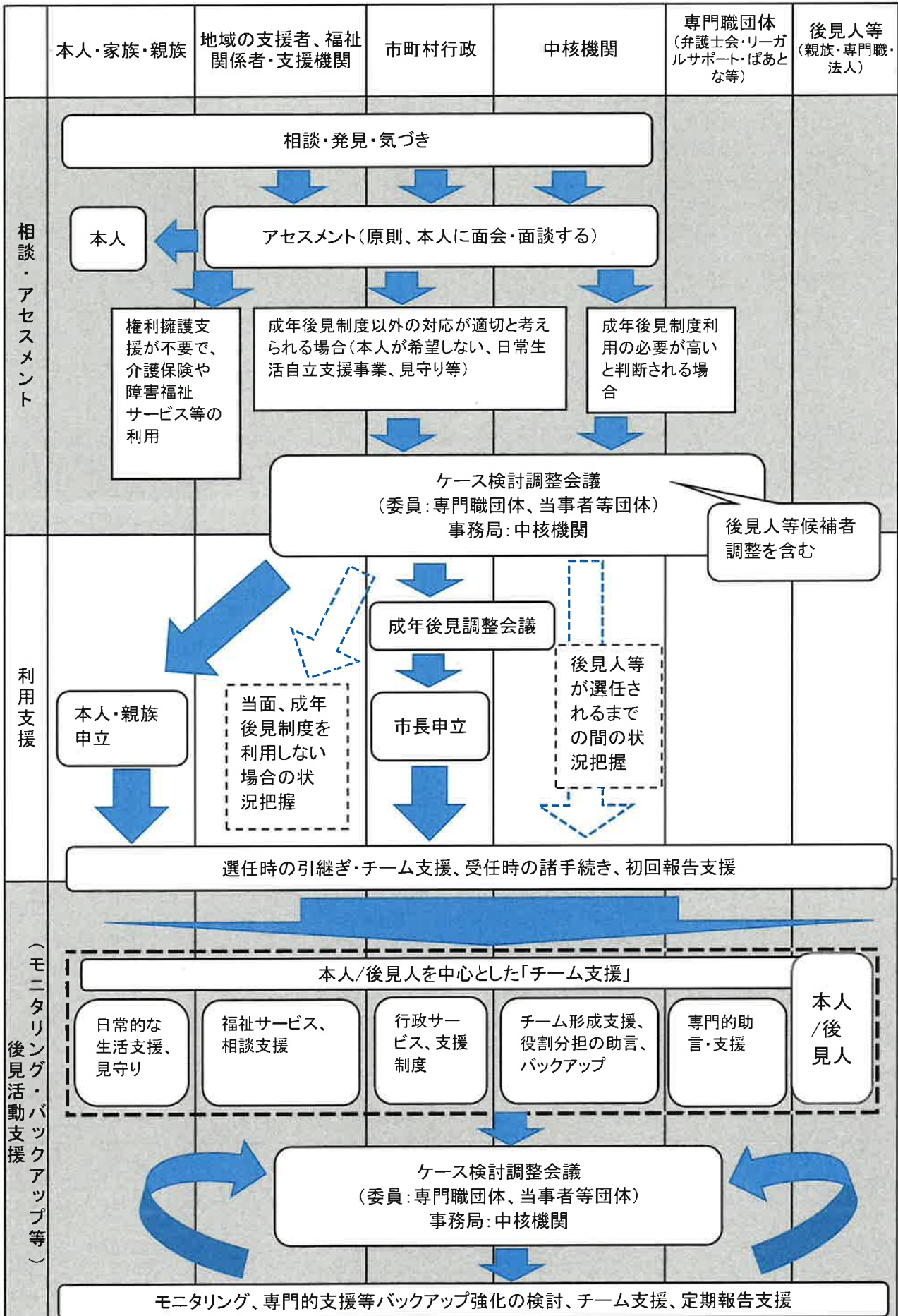
「成年後見制度利用促進体制整備委員会
「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」
(2018年3月)19ページ」

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割 (フロー図)





※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

中核機関の役割と支援の流れ



中核機関による切れ目のない成年後見制度利用支援（現状と今後）

平塚市成年後見利用支援センター

	広報	相談	制度利用支援		後見活動支援	
			申立支援	候補者調整		
家庭裁判所			申立書受理・審査		後見監督	
本人	将来に備えた制度説明(パンフレット等) 将来に備えた制度説明(講演会)	本人からの一般相談 本人からの専門相談 本人からの任意後見相談	本人申立ての支援 申立者がいない場合の市長申立ての支援 適時の任意後見監督人選任申立の支援		「本人意思の尊重、希望の実現」に向けた支援 <意思決定支援> チーム支援	
親族・家族	将来に備えた制度説明(パンフレット等) 将来に備えた制度説明(講演会) 成年後見制度講座(年6回) 親族後見予習セミナー(年2回)	親族からの一般相談 親族からの専門相談 	親族申立て支援(個別・随時) 申立手続説明会(年3回)	親族後見人候補者の受任支援 	後見活動支援 (受任時の諸手続き、初回・定期・終了報告、各種許可申立) (個別・随時) 親族後見人講習会・交流会(年2回)	
		親族からの任意後見相談	親族申立てが困難な場合の市長申立ての支援	第三者後見人の候補者選定	親族と第三者後見人の関係調整 遺産分割・支援預金等利用、課題解決後の親族へのバトンタッチ支援	
地域連携ネットワーク	関係機関	制度理解のための講座開催 関係者からの一般相談 関係者からの専門相談 関係者からの任意後見相談	「本人情報シート」作成のサポート 関係機関による申立支援の間接的な支援 支援者のための申立手続講座(年1回)		役割分担 チーム支援 日常的な情報交換・共有 後見人の役割・機能・権限への理解・協力の促進	
	専門職	講演会等の講師依頼	専門相談の分担依頼	申立代理・書類作成の弁護士・司法書士の紹介	専門職後見人が適切な場合の候補者紹介	役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有 専門的な助言
	行政			市長申立のサポート		役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有
備考/課題	「親族後見予習セミナー」の位置づけの周知(親族が後見人に選任されることを約束するものではないことなど)	ルールの明確化				
		法的根拠		後見人に不適正行為があった場合の対処のルール		
			中核機関において機能を担う人材の確保			

第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定
第二期成年後見制度利用促進基本計画概要より抜粋

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度の利用促進 に関する取組について

－令和3年11月以降－

令和4年5月
法務省民事局

- 1 成年後見制度の利用促進のための周知
- 2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及
- 3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保
- 4 成年後見制度の見直しの検討



せいねんこうけんせいど
成年後見制度
せいねんこうけんとうきせいど
成年後見登記制度

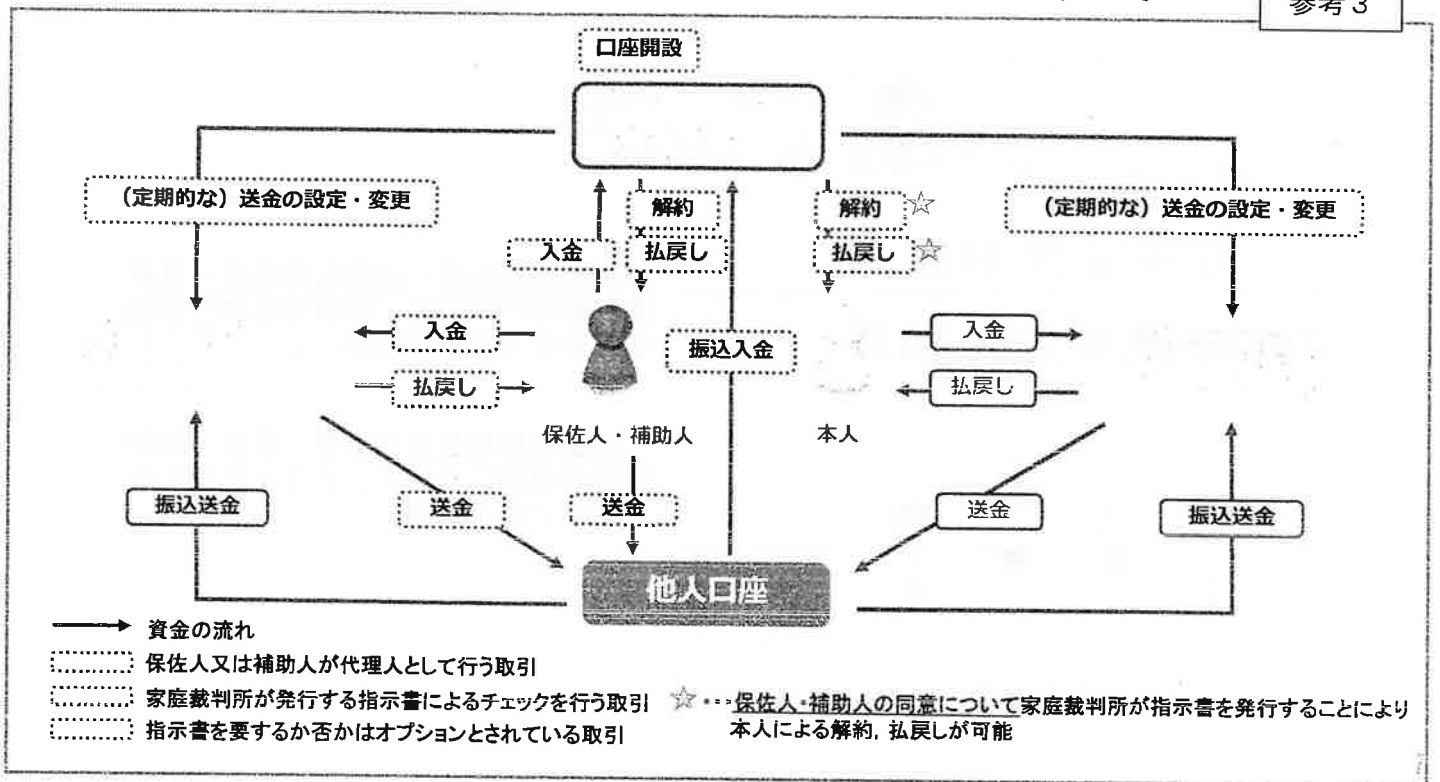


法務省民事局

- ・ 法定後見制度・任意後見制度・後見登記制度について、制度の概要や手続などをQ A方式で説明
- ・ 任意後見制度及び後見・保佐・補助類型の事例について、メリットをわかりやすい形で説明

2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及

- 令和4年2月、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」で、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みに関する方向性（参考3）について、専門職団体・当事者団体の関係者からヒアリングが実施された。
- ヒアリングでのご意見
保佐・補助類型を対象とする仕組みについて評価しつつ、本人の意思が最大限に尊重されるものにすべき、より柔軟に使いやすいものにすべき、本人への丁寧な説明や分かりやすい資料が必要といった意見のほか、金融機関・専門職後見人への要望などがあった。
- 今後、金融機関において、関係省庁等と連携しながら、具体的な運用の仕組みについて検討するなどして対応



3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

- (1) 「任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付」と
- (2) 「利用状況に関する意識調査の実施」

○ 概要

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約 25 万人のうち、契約締結後 3 年半以上経過している委任者（ご本人）及び受任者計約 18 万人に対して、令和 3 年度、令和 4 年度の 2 か年で実施

- 令和 3 年度は約 8 万人を対象に実施（契約締結から約 10 年以上経過）
→ 結果は 10 ページ以降参照
- 令和 4 年度は残りの約 10 万人に実施予定（契約締結から約 3 年半～10 年経過）

(1) 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付

- 令和3年12月、任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約8万人に送付

任意後見監督人の選任について
任意後見契約は、御本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることにより、初めて契約の効力が生じるものです。
「契約の効力が生じる」とは、任意後見監督人の監督の下で任意後見人（＝任意後見契約の受任者）が任意後見契約で定められた特定の法律行為を御本人に代わって行うことが可能となることを指します。
そのため、任意後見制度を安心して御利用いただくためには、御本人の判断能力が低下した際に、御本人、受任者又は御家族から家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをしていただくことが重要となります。
御本人の判断能力が低下し、任意後見監督人の選任を検討される場合には、各家庭裁判所で行っている手続の説明・案内（「家事手続案内」）を御利用願います。

(2) 利用状況に関する意識調査（令和3年度調査の概要）

- 調査対象者
任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約8万人を対象に実施（契約締結から約10年以上経過）
- 調査票回収数 1万1,079人（回収率：13.9%）
- 宛先に届かなかった数 2万9,077通
- 到達数に対する回収率 21.8%（=11,079（回収数）／50,915（到達数）×100）

※ 調査結果の概要は11ページ～13ページ参照
調査結果の全体は16ページ以降参照（参考4）

(2) 利用状況に関する意識調査 (結果概要①)

○ ご本人・受任者の現在の年齢 (質問2)

ご本人の年齢は70歳以上が多く(ご本人死亡を含めると約80%)、受任者の年齢は60歳以上が多い(受任者死亡を含めると約63%)。

※ 契約締結時からの経過年数は11年から15年が最多

○ 受任者の立場 (質問3)

親族が約63%、専門職が約12%、その他団体が約15%

○ 任意後見契約を締結した理由 (質問4・複数回答可)

「自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから」が約60%、「任意後見人を自分で選ぶことができる」が約36%

○ 任意後見人の報酬 (質問5)

「無償」が最多(約53%)、次に多いのが月額3万円未満(約21%)

○ 本人と受任者の連絡頻度・本人の判断能力の確認頻度 (質問10、質問11)

「毎日～1か月に数度」がいずれも4割以上あるが、「1か月に1度」がいずれも2割弱、それ以外が「3～4か月に1度」以下となっている。

(2) 利用状況に関する意識調査 (結果概要②)

○ 任意後見監督人の選任申立の有無 (質問6)

- ・ 「した」方が約6%、「していない」方が約84%

任意後見監督人の選任申立てをしていない理由(質問7・複数回答可)

- ・ 「本人の判断能力に問題ない」が約65%
- ・ 一方、「任意代理契約のまま支障を感じていない(約17%。※)」「裁判所への申立てをするのが負担(約6%)」「選任の申立てが必要なことを知らなかった(約6%)」「任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある(約5%)」「任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある(約5%)」といった回答もある。

※ 任意代理契約を締結しているのは全回答者の約27%

○ 本人の判断能力が低下した場合の任意後見監督人の選任申立ての意向 (質問14)

- ・ 「必ずする」「たぶんする」が合計約47%、「たぶんしない」「しない」「分からない」が合計約33% ※任意後見監督人の選任申立てをしていないと回答した方のみ回答

理由(質問15・複数回答可)

任意代理契約のまま支障を感じていない(約46%)、その他(約28%。本人死亡が多い)、裁判所への申立てが負担(約27%)、任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある(約21%)、任意後見監督人に誰になるか分からない(約18%)、任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある(約18%)など

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要③）

○ 本人の判断能力が低下した場合に任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを知っているか（質問13）

「知っている」が約68%、「知らない」が約24%

※「知らない」のうち約92%が親族の受任者（受任者に占める親族の割合は約63%）。親族の受任者のうち約38%が「知らない」と回答。

○ 任意後見制度で不便や不都合な点、制度を改正すべきと感じた点（質問16・複数選択可）

- ・ 「監督を受ける負担を軽減する仕組みにすべき（約23%）」 「任意後見監督人等による監督が負担（約19%）」 「公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担（約18%）」 「任意後見監督人への報酬支払が負担（約15%）」 などの回答があった。
- ・ 他方、「無回答等」が約40%あった。



制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があるため、引き続き、公証役場で任意後見契約の内容や本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人選任の申立てをする必要があることの丁寧な説明、関係機関と連携したリーフレット・ポスターなどによる継続的な制度の周知が必要

13

4 成年後見制度の見直しの検討

(1) 成年後見制度の在り方に関する研究会（※）における検討

- 検討対象 成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の見直し
- 時 期 第1回 令和4年6月7日
- メンバー 座 長 山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員 合計13名（学者6名、弁護士1名、司法書士1名、
社会福祉士1名、当事者団体4名）
関係省庁 法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁家庭局

※ 公益社団法人商事法務研究会が主催。

14

(2) 見直しに関する主な論点

成年後見制度利用促進専門家会議においては、制度の見直しに関し、以下のような指摘がされた。

- 成年後見制度のスポット利用の可否
 - ・他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき
- 成年後見制度の3類型の在り方
 - ・成年後見制度の3類型（後見・保佐・補助）を廃止して、事案に応じて権限を付与すべき
- 成年後見人の柔軟な交代
 - ・本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき
- 成年後見人の報酬の在り方
 - ・後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべき
- 任意後見制度の在り方
 - ・任意後見制度の利用が低調であるため、同制度の利用を促進する方策を検討すべき
 - ・本人の判断能力が低下しているのに、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てがされていない

1 回答者の属性

①ご本人	2,191人 (19.8%)
②受任者	8,780人 (79.2%)
③無回答等	108人 (1.0%)

参考4

※「無回答等」とは、無回答又は回答内容が判別不能なものなどを指す。

2 (1) ご本人の年齢（令和4年1月1日時点）

①39歳以下	14人 (0.1%)
②40～49歳	34人 (0.3%)
③50～59歳	114人 (1.0%)
④60～69歳	394人 (3.6%)
⑤70～79歳	1,109人 (10.0%)
⑥80～89歳	2,065人 (18.6%)
⑦90歳以上	1,800人 (16.2%)
⑧お亡くなりになっている	3,909人 (35.3%)
⑨無回答等	1,640人 (14.8%)

2 (2) 受任者の年齢（令和4年1月1日時点）

①39歳以下	99人 (0.9%)
②40～49歳	555人 (5.0%)
③50～59歳	1,491人 (13.5%)
④60～69歳	3,097人 (28.0%)
⑤70～79歳	2,857人 (25.8%)
⑥80～89歳	752人 (6.8%)
⑦90歳以上	107人 (1.0%)
⑧お亡くなりになっている	182人 (1.6%)
⑨無回答等	1,939人 (17.5%)

（参考）令和元年7月29日時点の調査結果（専門家会議 第4回中間検証WGに報告）
登記されている（閉鎖を除く）任意後見契約（約12万件）の契約締結時の本人の平均年齢 → 約80歳

2 (3) 契約締結時からの経過年数
(令和4年1月1日時点)

① 5～10年	2,074人 (18.7%)
② 11～15年	4,654人 (42.0%)
③ 16～20年	1,482人 (13.4%)
④ 21～25年	231人 (2.1%)
⑤ 無回答等	2,638人 (23.8%)

3 受任者の立場

① ご本人の親族	6,972人 (62.9%)
② ご本人の友人・知人	602人 (5.4%)
③ 専門職 (弁護士・弁護士法人・司法書士 ・司法書士法人・社会福祉士等)	1,331人 (12.0%)
④ 市民後見人	19人 (0.2%)
⑤ その他個人	145人 (1.3%)
⑥ その他団体 (NPO法人 ・社会福祉協議会・一般社団法人等)	1,653人 (14.9%)
⑦ 無回答等	357人 (3.2%)

(参考) 平成30年11月の調査結果
(専門家会議 第4回中間検証WGに報告)

平成30年10月及び11月に、全国の公証役場で新たに公正証書が作成された任意後見契約 (約1900件) の受任者の属性

親族	: 70%
友人知人	: 6%
専門職	: 17%
市民後見人	: 0%
その他個人	: 1%
その他団体	: 6%

4 任意後見契約を締結した理由 (ご本人 (2,191人) への質問) (複数選択可)

① 判断能力が低下した場合に自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから	1,323人 (60.4%)
② 任意後見人を誰にするか自分で選ぶことができるから	795人 (36.3%)
③ 任意後見人に代理させる事柄等を自分で決めることができるから	393人 (17.9%)
④ 任意後見人の報酬の有無や額を当事者で決めることができるから	163人 (7.4%)
⑤ その他	117人 (5.3%)
⑥ 無回答等	338人 (15.4%)

5 任意後見契約で定められた任意後見人に対する報酬額

① 月額10万円以上	65人 (0.6%)
② 月額5万円以上10万円未満	261人 (2.4%)
③ 月額3万円以上5万円未満	739人 (6.7%)
④ 月額3万円未満	2,331人 (21.0%)
⑤ 無償 (報酬なし)	5,860人 (52.9%)
⑥ その他	320人 (2.9%)
⑦ 分からない	761人 (6.9%)
⑧ 無回答等	742人 (6.7%)

6 任意後見監督人の選任の申立ての有無

①した	665人 (6.0%)
②していない	9,329人 (84.2%) (内訳 本人:1,730人(18.5%)、受任者:7,564人(81.1%)、不明:35人(0.4%))
③分からない	647人 (5.8%) (内訳 本人:150人(23.2%)、受任者:490人(75.7%)、不明:7人(1.1%))
④無回答等	438人 (4.0%)



○回答者の属性（質問1）ごとの割合

	本人	割合	受任者	割合
本人	1730	79.0%	150	6.8%
受任者	7564	86.2%	490	5.6%
不明	35	32.4%	7	6.5%

(参考) 令和元年7月29日時点の調査結果(専門家会議 第4回中間検証WGに報告)
 閉鎖登記を除く全登記 : 監督人選任登記「あり」は3%、「なし」は97%
 閉鎖された登記 : 監督人選任登記「あり」は22%、「なし」は78%
 本人死亡で閉鎖された登記 : 監督人選任登記「あり」は34%、「なし」は66%

7 (質問6で②を選んだ方…9,329人(本人:1,730人、受任者:7,564人、不明:35人))
 任意後見監督人の選任の申立てをしていない理由(複数選択可)

①御本人の判断能力に問題がなく、必要がないから	6,051人 (64.9%)
②御本人の判断能力が低下しているか分からないから	294人 (3.2%)
③医師の診断書等多くの書類の準備が必要となるなど 裁判所への申立てをするのが負担だから	565人 (6.1%)
④任意後見監督人に誰がなるのか分からないから	364人 (3.9%)
⑤任意後見監督人に報酬が支払われることに抵抗があるから	466人 (5.0%)
⑥任意後見監督人や家庭裁判所による監督を受けることに 抵抗があるから	466人 (5.0%)
⑦任意代理契約のままで支障を感じていないから	1,564人 (16.8%)
⑧選任の申立てが必要なことを知らなかったから	537人 (5.8%)
⑨御本人が意思を表示することができる場合において、 御本人の同意が得られないから	92人 (1.0%)
⑩その他(※少なくとも6割以上が本人「死亡」)	1,304人 (14.0%)
⑪無回答等	162人 (1.7%)

8 本人と受任者との間の任意代理契約の締結の有無

①締結している	2,952人 (26.6%)
②締結していない	6,105人 (55.1%)
③分からない	1,367人 (12.3%) (内訳 本人:294人(21.5%)、受任者:1,063人(77.8%)、不明:10人(0.7%))
④無回答等	655人 (5.9%)



○回答者の属性（質問1）ごとの割合

本人	294人 (13.4%)
受任者	1,063人 (12.1%)
不明	10人 (9.3%)

(参考) 平成30年11月の調査結果
(専門家会議 第4回中間検証WGに報告)

平成30年10月及び11月に、全国の公証役場で新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)の類型

移行型: 75%、将来型: 24%、即効型: 1%

9 (8で①を選んだ方) 任意代理契約に基づき受任者が行っている代理行為(複数選択可)

①任意代理契約を締結したものの、具体的な代理行為はしていない	765人 (25.9%)
②預貯金や出資金に関する金融機関等との取引関係	1,765人 (59.8%)
③御本人所有の特定の不動産の管理・処分関係	871人 (29.5%)
④介護・医療契約その他の福祉サービスの契約・支払関係	1,716人 (58.1%)
⑤その他	202人 (6.8%)
⑥無回答等	33人 (1.1%)

10 任意後見契約締結後の本人と受任者との連絡頻度

①毎日～1か月に数度	5,375人 (48.5%)
②1か月に1度	1,825人 (16.5%)
③3～4か月に1度	629人 (5.7%)
④6～7か月に1度	245人 (2.2%)
⑤1年に1度	1,651人 (14.9%)
⑥2～3年に1度	48人 (0.4%)
⑦ほとんど連絡を取っていない	349人 (3.2%)
⑧無回答等	957人 (8.6%)

11 (受任者(8,780人)への質問)

任意後見契約締結後のご本人の判断能力の確認頻度

①毎日～1か月に数度	3,969人 (45.2%)
②1か月に1度	1,405人 (16.0%)
③3～4か月に1度	574人 (6.5%)
④6～7か月に1度	208人 (2.4%)
⑤1年に1度	1,573人 (17.9%)
⑥2～3年に1度	27人 (0.3%)
⑦ほとんど確認をしていない	283人 (3.2%)
⑧無回答等	741人 (8.4%)

12 (受任者への質問) ご本人の判断能力の把握方法(複数選択可)

①受任者が訪問や電話などにより直接確認	6,770人 (77.1%)
②ご本人の親族から聞き取り	442人 (5.0%)
③民生委員や自治会等の地域関係者から聞き取り	1,469人 (16.7%)
④ケアマネジャーやホームヘルパー等の福祉関係者から聞き取り	3,440人 (39.2%)
⑤医師の診断結果を確認	2,370人 (27.0%)
⑥その他(「同居」を理由とするものが多い)	643人 (7.3%)
⑦無回答等	729人 (8.3%)

13 (受任者(8,780人)への質問) ご本人の判断能力が低下した場合には、受任者は速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められることを知っているか。

- ①知っている 5,998人 (68.3%)
- ②知らない 2,060人 (23.5%)
- ③無回答等 722人 (8.2%)

○回答者の内訳① (割合はそれぞれの選択肢を選じた方の合計を分母とするもの)

回答者の属性	割合	友人	専門職	市民後見人	その他個人	その他団体	不明
知っている	3115 51.9%	326 5.4%	954 15.9%	12 0.2%	76 1.3%	1507 25.1%	8 0.1%
知らない	1889 91.7%	121 5.9%	15 0.7%	1 0.0%	28 1.4%	3 0.1%	3 0.1%

○回答者の内訳② (割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの)

回答者の属性	割合	友人	専門職	市民後見人	その他個人	その他団体	不明
知っている	3115 62.3%	326 72.9%	954 98.5%	12 92.3%	76 73.1%	1507 99.8%	8 72.7%
知らない	1889 37.7%	121 27.1%	15 1.5%	1 7.7%	28 26.9%	3 0.2%	3 27.3%

14 (質問6で②を選んだ(任意後見監督人選任の申立てをしていない)方)

(対象者: 9,329人(本人:1,730人、受任者:7,564人、不明:35人))

今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。

- ①必ずする 2,882人 (30.9%) (内訳 本人:333人(11.6%)、受任者:2,547人(88.4%)、不明:2人(0.1%))
- ②たぶんする 1,542人 (16.5%) (内訳 本人:439人(28.5%)、受任者:1,094人(70.9%)、不明:9人(0.6%))
- ③たぶんしない 940人 (10.1%) (内訳 本人:218人(23.2%)、受任者:720人(76.6%)、不明:2人(0.2%))
- ④しない 1,020人 (10.9%) (内訳 本人:156人(15.3%)、受任者:857人(84.0%)、不明:7人(0.7%))
- ⑤分からない 1,088人 (11.7%) (内訳 本人:262人(24.1%)、受任者:821人(75.5%)、不明:5人(0.5%))
- ⑥無回答等 1,857人 (19.9%) (内訳 本人:322人(17.3%)、受任者:1,525人(82.1%)、不明:10人(0.5%))

○回答者の内訳 (割合は質問6で「②していない」を選じた本人、受任者又は不明を分母としたもの)

	「必ずする」	「たぶんする」	「たぶんしない」	「しない」	「分からない」	「無回答等」
本人	333 19.2%	439 25.4%	218 12.6%	156 9.0%	262 15.1%	322 18.6%
受任者	2547 33.7%	1094 14.5%	720 9.5%	857 11.3%	821 10.9%	1525 20.2%
不明	2 5.7%	9 25.7%	2 5.7%	7 20.0%	5 14.3%	10 28.6%

14 【P24の再掲】（質問6で②を選んだ（任意後見監督人選任の申立てをしていない）方）

（対象者：9,329人（本人：1,730人、受任者：7,564人、不明：35人））

今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。

①必ずする	2,882人 (30.9%)	(内訳 本人:333人(11.6%)、受任者:2,547人(88.4%)、不明:2人(0.1%))
②たぶんする	1,542人 (16.5%)	(内訳 本人:439人(28.5%)、受任者:1,094人(70.9%)、不明:9人(0.6%))
③たぶんしない	940人 (10.1%)	(内訳 本人:218人(23.2%)、受任者:720人(76.6%)、不明:2人(0.2%))
④しない	1,020人 (10.9%)	(内訳 本人:156人(15.3%)、受任者:857人(84.0%)、不明:7人(0.7%))
⑤分からない	1,088人 (11.7%)	(内訳 本人:262人(24.1%)、受任者:821人(75.5%)、不明:5人(0.5%))
⑥無回答等	1,857人 (19.9%)	(内訳 本人:322人(17.3%)、受任者:1,525人(82.1%)、不明:10人(0.5%))

○受任者に関する回答の内訳①（割合はそれぞれの選択肢を選択した受任者の合計を分母とするもの）

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	519	20.4%	82	3.2%	456	17.9%	2	0.1%	30	1.2%	1456	57.2%	2	0.1%
たぶんする	878	80.3%	76	6.9%	111	10.1%	3	0.3%	16	1.5%	6	0.5%	4	0.4%
たぶんしない	621	86.3%	44	6.1%	45	6.3%	1	0.1%	5	0.7%	4	0.6%	0	0.0%
しない	746	87.0%	40	4.7%	52	6.1%	1	0.1%	14	1.6%	4	0.5%	0	0.0%
分からない	740	90.1%	49	6.0%	22	2.7%	0	0.0%	6	0.7%	2	0.2%	2	0.2%
無回答	1138	74.6%	91	6.0%	238	15.6%	3	0.2%	27	1.8%	27	1.8%	1	0.1%

25

14 【P24の再掲】（質問6で②を選んだ（任意後見監督人選任の申立てをしていない）方）

（対象者：9,329人（本人：1,730人、受任者：7,564人、不明：35人））

今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。

①必ずする	2,882人 (30.9%)	(内訳 本人:333人(11.6%)、受任者:2,547人(88.4%)、不明:2人(0.1%))
②たぶんする	1,542人 (16.5%)	(内訳 本人:439人(28.5%)、受任者:1,094人(70.9%)、不明:9人(0.6%))
③たぶんしない	940人 (10.1%)	(内訳 本人:218人(23.2%)、受任者:720人(76.6%)、不明:2人(0.2%))
④しない	1,020人 (10.9%)	(内訳 本人:156人(15.3%)、受任者:857人(84.0%)、不明:7人(0.7%))
⑤分からない	1,088人 (11.7%)	(内訳 本人:262人(24.1%)、受任者:821人(75.5%)、不明:5人(0.5%))
⑥無回答等	1,857人 (19.9%)	(内訳 本人:322人(17.3%)、受任者:1,525人(82.1%)、不明:10人(0.5%))

○受任者に関する回答の内訳②（割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの）

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	519	11.2%	82	21.5%	456	49.4%	2	20.0%	30	30.6%	1456	97.1%	2	22.2%
たぶんする	878	18.9%	76	19.9%	111	12.0%	3	30.0%	16	16.3%	6	0.4%	4	44.4%
たぶんしない	621	13.4%	44	11.5%	45	4.9%	1	10.0%	5	5.1%	4	0.3%	0	0.0%
しない	746	16.1%	40	10.5%	52	5.6%	1	10.0%	14	14.3%	4	0.3%	0	0.0%
分からない	740	15.9%	49	12.8%	22	2.4%	0	0.0%	6	6.1%	2	0.1%	2	22.2%
無回答	1138	24.5%	91	23.8%	238	25.8%	3	30.0%	27	27.6%	27	1.8%	1	11.1%

26

15 質問14で「③たぶんしない」「④しない」「⑤分からない」を選んだ方
 (任意後見監督人の選任の申立てにつき消極的な方)の理由(複数選択可)

①裁判所への申立てをするのが負担だから	810人 (26.6%)
②任意後見監督人に誰がなるのか分からないから	545人 (17.9%)
③任意後見監督人に報酬が支払われることに抵抗があるから	540人 (17.7%)
④任意後見監督人や家庭裁判所による監督を受けることに抵抗があるから	631人 (20.7%)
⑤任意代理契約のままで支障を感じていないから	1,410人 (46.3%)
⑥御本人が意思を表示することができる場合において、御本人の同意が得られないから	145人 (4.8%)
⑦その他(本人の「死亡」を理由とするものが多い)	862人 (28.3%)
⑧無回答等	91人 (3.0%)

27

16 任意後見制度について、不便や不都合を感じた点、制度を改正すべきだと感じた点(複数選択可)

①公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担に感じる	1,963人 (17.7%)
②任意後見監督人に報酬が支払われることが負担に感じる	1,685人 (15.2%)
③任意後見監督人や家庭裁判所による監督が負担に感じる	2,142人 (19.3%)
④一定の公的機関等への簡便な定期報告により監督を受けるものとするなど、監督の負担を軽減する仕組みにすべきと感じる	2,545人 (23.0%)
⑤判断能力が低下したときに、きちんと任意後見が開始されるか不安である	1,066人 (9.6%)
⑥任意後見受任者になってくれる人を探すのが負担に感じる	630人 (5.7%)
⑦任意後見契約の締結について相談する窓口を探すのが負担に感じる	719人 (6.5%)
⑧その他	1,423人 (12.8%)
⑨無回答等	4,439人 (40.1%)

28